

## 一般社団法人馬瀬地方自然公園づくり協議会入会及び退会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人馬瀬地方自然公園づくり協議会（以下「本会」という。）の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会基準及び手続)

第2条 本会の会員として入会しようとする団体又は個人は、入会申込書（様式第1号）を本会定款第20条第2項に定める本会の会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

2 会員の種別及び区分ごとの入会基準は、次のとおりとする。

会員の種別	会員の区分	入会基準
正会員	団体	本会の目的に賛同する会社又は団体であって、本会の事業活動に参画する意思を持つ会社又は団体
	個人	本会の目的に賛同し、本会の事業活動に参画する意思を持つ個人
賛助会員	団体	本会の目的に賛同する会社又は団体であって、本会の事業活動を援助する意思を持つ会社又は団体
	個人	本会の目的に賛同し、本会の事業活動を援助する意思を持つ個人

3 第1項の入会申し込みに対して、会長は、入会申込者が前項に定める入会基準を満たすこと及び本会の会員としてふさわしくないと認められる事由がないこと等を確認の上、入会の可否を決定し、その結果を入会申込者に通知するものとする。

### (会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第3条 前条に定める手続を経て入会を認められたものは、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 前条第1項に定める入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員は、会員情報変更届（様式第2号）により会長に速やかに届け出なければならない。

3 本会は、会員名簿に登録された会員に関する情報の公開の可否及びその範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

### (退会事由及び手続)

第4条 会員は、本会定款第9条の規定に基づき退会する場合は、退会届（様式第3号）を会長に提出するものとする。

2 前項の場合において、社員の除名を総会の目的事項とする理事会の決議があった場合は、総会において当該目的事項が否決されるまで、当該会員は任意退会することができない。

3 本会定款第9条から第11条に定める事由により、会員が会員資格を喪失した場合は、当該会員は、会員名簿から削除されるものとし、又、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(会員種別の変更)

第5条 会員は、入会後に会員種別の変更を希望する場合は、会員情報変更届(様式2号)を会長に提出するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

#### 附 則

この規程は、一般社団法人馬瀬地方自然公園づくり協議会の設立の登記の日(令和元年10月1日)から施行する。